

雇用保険の給付に関する対応方針

(別紙1)

1. 基本的な考え方

- 国民の皆様にも不利益が生じることのないよう、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します。

2. 具体的な給付の考え方

- 関係のコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。
 - 全体の期間を通じて給付額を再計算した結果、
 - ・ 追加給付が必要になっている方については、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
 - ・ 本来の額よりも多くなっていた方については、返還は求めないこととします。
- ※ なお、現段階の検証では支給額が過大になっている方はいないものと想定しています。

3. 追加給付の対象となる可能性がある方

- 雇用保険の基本手当等の支給額の算出に用いられる賃金日額については、雇用保険法で上限額・下限額等を規定しています。この上限額・下限額等は、毎月勤労統計の労働者の平均給与額の変化率に応じて毎年8月にスライドさせています。
各年の変化率が、毎月勤労統計の再集計値等の算出の結果、上方修正された場合、追加給付が必要となります。追加給付が必要となるかどうかは、受給時の実際の賃金日額にもよりますが、平成16年8月以降に次の給付を受けた方は対象となり得ます。

基本手当（個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付、傷病手当を含む）、特例一時金、高年齢求職者給付、再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練支援給付金

- 一つの受給期間を通じて一人当たりの追加給付額は平均約1,400円程度と推計しています。

※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は給付の種類などによって異なります。

4. 進め方

- 雇用保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化率を踏まえて、支給額の再計算を行い、追加給付額を確定させます。このためには、システム改修が必要となります。
- 関係のコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

雇用保険給付一覧について①

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容
基本手当	一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上(倒産・解雇により離職した者等については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あるとき	基本手当日額(原則、離職前6か月の賃金を平均して得た賃金日額に給付率(50%~80%)を乗じた額)を、所定給付日数(被保険者期間、離職理由等に応じて90~360日)の範囲で支給 ※60歳~64歳の被保険者の場合の給付率は45%~80%
個別延長給付	難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めたとき	所定給付日数を超過して基本手当を60日間(最大120日)延長して支給
訓練延長給付	受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講するとき	訓練終了までの間、所定給付日数を超過して基本手当を延長して支給
広域延長給付	厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定するとき	所定給付日数を超過して基本手当を90日間延長して支給
地域延長給付	倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めたとき	所定給付日数を超過して基本手当を60日間延長して支給
傷病手当	受給資格者が、離職後ハローワークに出頭し、求職の申込みをした後において15日以上引き続いて傷病のため職業に就くことができない状態となったとき	基本手当日額に相当する額について、基本手当の所定給付日数の範囲内で支給
特例一時金	短期雇用特例被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間に被保険者期間6か月以上あるとき	基本手当日額の30日分(当分の間、暫定措置により40日分)に相当する額
高年齢求職者給付金	高年齢被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間のうちに被保険者期間が6か月以上あるとき	基本手当日額の一定日数分(被保険者期間に応じて決定)の一時金を支給 ※ 被保険者期間 1年未満 30日分 1年以上 50日分
再就職手当	受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上を残して、安定した職業(1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められること。)に就いた等の一定の要件を満たしたとき	基本手当日額に支給残日数と給付率(60%又は70%)を乗じた額を、一時金として支給 所定給付日数の2/3以上 →支給残日数の70% 所定給付日数の1/3以上2/3未満 →支給残日数の60%
就職促進定着手当	再就職手当の支給を受けた者が、再就職手当の支給に係る再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月の賃金が、離職前の賃金よりも低いとき	基本手当の支給残日数の40%(再就職手当の給付率が70%の場合は30%)を上限として、低下した賃金(離職前の賃金日額から再就職後の賃金日額に相当する額を差し引いた額)の6か月分相当額

雇用保険給付一覧について②

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容
就業手当	受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して、再就職手当の支給の対象とならない職業(短時間の就労など)に就いた等の一定の要件を満たしたとき	その職業に就いている日について、基本手当日額の30%に相当する額
常用就職支度手当	就職困難な受給資格者障害のある者、45歳以上で雇用対策法等に基づく再就職援助計画の対象者などが、ハローワークまたは民間職業紹介事業者の紹介により、安定した職業に就いた場合等の一定の要件を満たしたとき	基本手当日額に36日(支給残日数が90日未満の場合は、支給残日数もしくは45日のいずれか多い日数×40%)を乗じた額
高年齢雇用継続給付	60歳以上65歳未満の被保険者が原則として60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下したとき等	支給対象月の各月に支払われた賃金に、60歳到達時点の賃金月額からの低下率に応じて算定される支給率(最大15%)を乗じた額
育児休業給付	被保険者が1歳に満たない子を養育するための育児休業を取得したとき	休業開始時の賃金月額に支給率(67%)を乗じた額 (休業開始から6か月経過後は、休業開始時賃金月額に支給率(50%)を乗じた額)
介護休業給付	被保険者が配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得したとき	休業開始時の賃金月額の67%相当額
教育訓練支援給付金	初めて教育訓練を受講する者が、専門実践教育訓練の訓練期間中、失業状態にあるとき	基本手当日額と同様の方法により算定した日額の80%相当額